

いざというときに  
知っておきたい

# 教師のための 法律講座

学校リスクマネジメント推進機構 代表/宮下賢路



宮下賢路  
(みやした けんじ)  
学校危機管理実務の  
専門家。学校で発生  
する危機や不祥事の  
防止及び発生時の支  
援を行うかたわら、私立学校や教育  
委員会などで研修講師を務める。



## — 第4回 —

事件・事故、保護者からのクレームなどに対応するために、小学校の学級担任がぜひ知っておきたい知識をQ&A形式で解説します。

### Q

七夕、クリスマス、節分など、「宗教色が感じられる行事にわが子を参加させたくない」と保護者が言ってきた場合の対処法は？

### A

この案件に関係のある法律は、憲法20条の「信教の自由」、14条の「信条による差別の禁止」、及びこれを教育の場面で具体化した教育基本法15条などです。この中で学校が具体的な対応で参考にすべきなのは教育基本法です。第15条には「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」とあります。具体的な対処法としては、「行おうとしている行事は、特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動ではない」ことを保護者にご理解いただくことが重要です。ただし、その話をする前に、保護者の考えをじっくり聞く必要があります。なぜ保護者はその行事に対して異論を唱えるのか、

その行事をどのように捉えているのかを聞きだし、保護者の思いを教師が受け止めましょう。そして、保護者の感情が落ち着いているところで学校としてのスタンスを伝えます。

伝えるポイントは、「この行事は宗教的な活動ではない」こと、「行事への参加が子どもの成長につながる」ことです。保護者に説明する際には、学習指導要領の第6章、特別活動の「学校行事」の項目にある儀式的な行事、文化的な行事の説明などを参考にされるとよいかと思えます。

このとき注意する点は、教師が「そうじゃなくて……」などと否定しないことです。安易に否定すると保護者は宗教に対する考え方を否定されたと勘違いする可能性があります。教師にそのつもりがなくても、誤解されることがありますので、言葉を慎重に選ぶ必要があります。

説明しても納得してもらえない場合の対処法は？

もし説明しても納得してもらえない場合、行事を中止する必要はあり

ませんが、当該児童への配慮が必要となります。その子どもに行事への参加を強要したりせず、その行事の時間には、別の活動を考えてあげてください。たとえば、校長先生に協力をお願いして、校長室で他の活動をするのもよいかもしれません。もちろん、保護者にはその活動の内容を事前に伝えておきます。

さらに、今後、同様のクレームを防ぐための対策としては、①行事の目的を事前に伝える、②行事の名称を変更する、など保護者に宗教的な活動であると勘違いをさせないための配慮を行うことが必要でしょう。

## 読者プレゼント!



4月21日に予約受付が開始された書籍『すてい! 保護者クレーム対応マニュアル』を、先着100名様にプレゼントいたします。ご希望の方は発行元の学校リスクマネジメント

推進機構のホームページ (<http://www.relief-point.co.jp>) にある「教育技術読者限定 新書籍無料プレゼント」のバナーをクリックし、直接ご応募ください(この書籍は書店での購入はできません。ご応募は教職員の読者に限ります)。